

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 12） 法人住民税：義（自動連動）（地方税 15）
		② 上記以外の税目	（不動産取得税）（固定資産税）（都市計画税）（特別土地保有税） 【参考 特定医療法人以外の法人関係】 （所得税）（法人事業税）（消費税）（地方消費税）（相続税） （贈与税）（事業所税）
3	要望区分等の別		【拡充】 【主管】
4	内容		《現行制度の概要》 特定医療法人について、法人税の税率を 19%とする。
			《要望の内容》 特定医療法人の承認要件の見直しを行う（全収入金額の 100 分の 80 を超えなければならないとする要件において、社会保険診療等に係る収入金額の内容に補助金等を加えること等の措置を行う。）。
			《関係条項》 租税特別措置法第 67 条の 2、第 68 条の 100 租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（厚生労働省告示） 地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 3 号の 2、第 348 条第 2 項第 9 号の 2、第 702 条 2 第 2 項
5	担当部局		厚生労働省医政局医療経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 6 年 8 月 分析対象期間：令和 2 年～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 39 年度 制度創設 平成 29 年度 承認要件の見直しを行う（全収入金額の 100 分の 80 を超えなければならない社会保険診療収入等に係る収入金額の内容に、助産に係る収入、予防接種に係る収入、介護保険サービスに係る収入を加える。また、承認要件に経理に関する要件を加える。）。 平成 30 年度 承認要件の見直しを行う（全収入金額の 100 分の 80 を超えなければならない社会保険診療収入等に係る収入金額の内容に障害福祉サービスに係る収入を加える。）
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定医療法人が開設する医療機関が、医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、承認要件の充足に支障を来さないようにするとともに、法人が行う医療保健業の非営利性を確保することで、地域における必要な医療提

			供体制を確保する。
			《政策目的の根拠》 医療法第 40 条の 2 租税特別措置法第 67 条の 2
	②	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
	③	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 特定医療法人の経営基盤の支援を図ることにより、地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する。 ○測定指標 特定医療法人数 ○達成目標 本措置については、昭和 39 年に制度が創設され、その法人数が増加してきたところであるが、平成 19 年度末の 412 法人をピークに、その法人数は徐々に減少している。ただし、この減少数には、より公的な医療(救急医療等確保事業)を担う、社会医療法人への移行が含まれている。 社会医療法人は、特定医療法人と同様、公的な運営を確保するための要件等を充足する必要がある、移行後も引き続き、「地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供する」法人である。 したがって、特定医療法人数(A)と社会医療法人への移行累計数(B)の合計が平成 19 年度末の特定医療法人数(412 法人)を超えていることは、本措置によって、平成 19 年度と同等以上に「地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供」されていることと同義である。 以上より、達成目標を、下記の通り設定することとした。 平成 19 年度末の特定医療法人数(412 法人) < [(A) + (B)] ※ 過去、達成目標を定量的に示していなかったことから、今回改めて、定量的な達成目標を設定した。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 特定医療法人は、社会保険制度の下で国民に対して医療サービスを普遍的に提供する主体として国税庁長官が承認するものであり、救急医療の提供など地域において一定の役割を果たしながら、国や自治体

			等と連携して医療政策上必要な医療を提供することができる。
10	有効性等	① 適用数	特定医療法人 (R2 年度) (R3 年度) (R4 年度) <実績> 200 件 195 件 176 件 (R5 年度) (R6 年度) (R7 年度) (R8 年度) (R9 年度) <推計> 179 件 175 件 170 件 166 件 161 件 ※ R2～R4 年度の件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。 ※ R5 年度の件数は、同報告の直近3カ年(令和2年度～令和4年度)における全特定医療法人数に占める黒字法人数(適用数)の割合及び令和5年度の特定医療法人数より推計。(算出過程においては、小数点以下の数値を含めて計算。) 特定医療法人数 (R2 年度) (R3 年度) (R4 年度) (R5 年度) 337 法人 331 法人 328 法人 313 法人 全特定医療法人数に占める黒字法人数(適用数)の割合・・・(a) $(200 + 195 + 176) \div (337 + 331 + 328) \div 57.3\%$ R5 年度推計適用数 313 法人 $\times$ (a) $\div$ 179 件 ※ R6 年度以降の件数は、令和6年度以降の特定医療法人数を、R2～5 年度における、減少法人数の平均(8 法人)と同様の推移をするものとして推計。 特定医療法人数(推計)・・・(b) (R6 年度) (R7 年度) (R8 年度) (R9 年度) 305 法人 297 法人 289 法人 281 法人 R6 年度以降の適用件数 (a) $\times$ (b) = 適用件数
		② 適用額	特定医療法人(単位:百万円) (R2 年度) (R3 年度) (R4 年度) <実績> 35,003 40,422 33,751 (R5 年度) (R6 年度) (R7 年度) (R8 年度) (R9 年度) <推計> 34,309 33,432 32,556 31,679 30,802

		※ R2～R4 年度の適用額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。 ※ R5 年度以降の適用額は、同報告の直近3カ年（令和2年度～令和4年度）における黒字法人の平均所得金額及び各年度の適用数（推計）より推計。（算出過程においては、小数点以下の数値を含めて計算。） 黒字法人の平均所得金額 ・・・(c) (35,003 + 40,422 + 33,751) ÷ (200 + 195 + 176) ≒191.2 各年度の適用数 ・・・(d) R5 年度以降の適用額(推計) (c) × (d) = (適用額)																																	
③	減収額	特定医療法人(単位:百万円) <table><tr><td></td><td>R2 年度</td><td>R3 年度</td><td>R4 年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>▲1,470</td><td>▲1,698</td><td>▲1,418</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>▲103</td><td>▲119</td><td>▲99</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>R5 年度</td><td>R6 年度</td><td>R7 年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>▲1,441</td><td>▲1,404</td><td>▲1,367</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>▲101</td><td>▲98</td><td>▲96</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>R8 年度</td><td>R9 年度</td></tr><tr><td>法人税</td><td>▲1,331</td><td>▲1,294</td></tr><tr><td>法人住民税</td><td>▲93</td><td>▲91</td></tr></table> (法人税は 〔②の適用額×(基準税率－優遇税率)〕・・・e にて算出 法人住民税は〔 e × 地方税率〕 にて算出) (参考) 法人税率 基準税率:23.2% 優遇税率:19.0% 地方税率 7.0% ※ 本要望の収入要件の見直しは、特定医療法人が開設する医療機関が医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、承認要件の充足に支障を来さないようにするとともに、法人が行う医療保健業の非営利性を確保するものであり、税収を減じる措置ではない。		R2 年度	R3 年度	R4 年度	法人税	▲1,470	▲1,698	▲1,418	法人住民税	▲103	▲119	▲99		R5 年度	R6 年度	R7 年度	法人税	▲1,441	▲1,404	▲1,367	法人住民税	▲101	▲98	▲96		R8 年度	R9 年度	法人税	▲1,331	▲1,294	法人住民税	▲93	▲91
	R2 年度	R3 年度	R4 年度																																
法人税	▲1,470	▲1,698	▲1,418																																
法人住民税	▲103	▲119	▲99																																
	R5 年度	R6 年度	R7 年度																																
法人税	▲1,441	▲1,404	▲1,367																																
法人住民税	▲101	▲98	▲96																																
	R8 年度	R9 年度																																	
法人税	▲1,331	▲1,294																																	
法人住民税	▲93	▲91																																	

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

- ・ 地域住民に対して良質かつ適切な医療を安定的に提供されている。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

年度 区分	H19	H20	H21	H22	H23
特定医療法人数 (A)	412	402	382	383	375
特定医療法人から社会 医療法人へ移行した数 (B)	—	26	56	73	90
合計 [(A) + (B)]	—	428	438	456	465

年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28
特定医療法人数 (A)	375	375	376	369	362
特定医療法人から社会 医療法人へ移行した数 (B)	98	105	114	124	130
合計 [(A) + (B)]	473	480	490	493	492

年度 区分	H29	H30	H31	R2	R3
特定医療法人数 (A)	358	359	343	337	331
特定医療法人から社会 医療法人へ移行した数 (B)	135	137	141	143	144
合計 [(A) + (B)]	493	496	484	480	475

年度 区分	R4	R5	R6	R7	R8
特定医療法人数 (A)	328	313	305	297	289
特定医療法人から社会 医療法人へ移行した数 (B)	148	150	152	154	156
合計 [(A) + (B)]	476	463	457	451	445

年度 区分	R9
特定医療法人数 (A)	281
特定医療法人から社会 医療法人へ移行した数 (B)	158
合計 [(A) + (B)]	439

			※ 特定医療法人数、特定医療法人から社会医療法人へ移行した数は、都道府県宛の調査に基づく法人数を記載。 令和6年度以降の特定医療法人数は、R2～5年度における、減少法人数の平均(8法人)と同様の推移をするものと推計。 令和6年度以降の特定医療法人から社会医療法人へ移行した数は、R2～5年度における移行数の平均(2法人)と同様の推移をするものと推計。
		⑤ 税収減を是認する理由等	— ※ 本要望の収入要件の見直しは、税収を減じる措置ではない。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	・ 特定医療法人は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、医療政策上必要な医療の提供により国や自治体等から受け取る補助金等が、収入要件の充足に影響することは不相当であるため、特定医療法人が行う医療保健業の非営利性を確保することを含めて、収入要件を見直すことは妥当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付けはない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	・ 地域医療、地域福祉の充実のための施策であるため。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年(厚労 02)